

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 1367
- 徴収事務の委託【教育委員会生涯学習総合センター管理運営課】 1372
- 収納事務の委託【環境局環境政策部総務課】 1373
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境保全課】 1374

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【契約室契約課】 1378

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局経営課】 1380

北九州市告示第202号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月18日

北九州市長 北橋健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還業務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成26年3月17日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
上記以外の門司区自転	2台	平成26年	

車放置禁止区域外		3月5日	
	1台	平成26年 3月12日	
	1台	平成26年 3月17日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	29台	平成26年 3月5日	北九州市小倉北区青葉二丁 目1番 青葉自転車保管所
	32台	平成26年 3月14日	
	45台	平成26年 3月26日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	14台	平成26年 3月20日	
上記以外の小倉北区自 転車放置禁止区域外	2台	平成26年 3月5日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	平成26年 3月7日	
	22台	平成26年 3月11日	
	4台	平成26年 3月14日	
	4台	平成26年 3月17日	

	2台	平成26年 3月26日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	12台	平成26年 3月18日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5台	平成26年 3月4日	
モノレール徳力嵐山口 停留所周辺地区自転車 放置禁止区域	2台	平成26年 3月12日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	3台	平成26年 2月25日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	4台	平成26年 3月3日	
	1台	平成26年 3月5日	
	3台	平成26年 3月7日	
	1台	平成26年 3月12日	
	1台	平成26年 3月13日	
	2台	平成26年 3月18日	
	1台	平成26年	

		3月24日	
	3台	平成26年 3月25日	
	1台	平成26年 3月27日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成26年 3月11日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区自転 車放置禁止区域外	1台	平成26年 3月4日	
	1台	平成26年 3月7日	
	2台	平成26年 3月11日	
	1台	平成26年 3月14日	
	1台	平成26年 3月24日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成26年 3月6日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7台	平成26年 3月19日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	24台	平成26年 3月13日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所

J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 2 6 年 3 月 7 日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	2 0 台	平成 2 6 年 3 月 5 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 6 台	平成 2 6 年 3 月 1 0 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 0 台	平成 2 6 年 3 月 2 5 日	

北九州市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体グループA2K代表企業朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区大門二丁目1番8号	

北九州市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、平成25年度版北九州市の環境及び平成26年度版北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
タカミヤ・マリパー里山を考える会 共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第205号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町1番1号
新日鐵住金株式会社八幡製鐵所
所長 谷本進治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原46番93
新日鐵住金株式会社八幡製鐵所（戸畑地区）

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	61号口 ガス冷却洗浄施設
名称	第4高炉ガス清浄装置
能力	820,000Nm ³ /h

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

名称	第4高炉ガス清浄装置
使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

	変更前	変更後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 31,200	通常 同左 最大 34,560

水素イオン濃度	6.0～7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 30 最大 40	通常 同左 最大 同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 1,800 最大 2,300	通常 同左 最大 同左
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 15 最大 20	通常 同左 最大 同左
窒素含有量 (mg/l)		通常 100 最大 100
燐含有量 (mg/l)		通常 1.0 最大 2.0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	4シックナー
能力	40,320m ³ /日
処理の方式	重力分離

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事の着手、工事の完成及び 使用開始の予定年月日	許可日以降
-----------------------------	-------

ウ 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	処理前	処理後
汚水量 (m ³ /日)	通常 31,680 最大 34,560	通常 1,200 最大 1,440
水素イオン濃度	6.0～7.8	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 30 最大 40	通常 14 最大 20
浮遊物質 (mg/l)	通常 1,800 最大 2,300	通常 60 最大 150
鉛及びその化合物 (mg/l)	通常 15 最大 20	通常 0.9 最大 1.5

窒素含有量 (mg/l)	通常	100	通常	100
	最大	100	最大	100
燐含有量 (mg/l)	通常	1	通常	1
	最大	2	最大	2

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名

戸畑No.10排水口

イ 水量及び汚染の状態

項目	変更前		変更後	
排水水の量 (m ³ /日)	通常	1,009,900	通常	1,011,100
	最大	1,153,900	最大	1,155,340
水素イオン 濃度	7.7~8.2		同左	
化学的酸素 要求量 (mg/l)	通常	3	通常	同左
	最大	4.5	最大	同左
浮遊物質 量 (mg/l)	通常	12	通常	同左
	最大	20	最大	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常	4	通常	同左
	最大	6	最大	同左
燐含有量 (mg/l)	通常	0.3	通常	同左
	最大	0.6	最大	同左
ノルマルヘ キサノ抽出 物質含有量 (mg/l)	通常	0.7	通常	同左
	最大	0.9	最大	同左
ほう素及び その化合物 (mg/l)	通常	15	通常	同左
	最大	30	最大	同左
ふっ素及び その化合物 (mg/l)	通常	3	通常	同左
	最大	6	最大	同左
アンモニア、 アンモニウ	通常	4	通常	同左
	最大	6	最大	同左

ム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)		
------------------------------	--	--

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年4月18日から同年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成26年5月8日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第283号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油 2万3,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 82.5円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年2月12日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第284号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
A重油 3万4,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月25日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市門司区浜町1番2号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 94.0円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成26年2月12日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市病院局公告第12号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

北九州市病院局長 吉田茂人

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市病院局ネットワークパソコンリース 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年5月31日まで（契約締結の日から平成26年5月31日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いは平成26年6月1日から平成30年5月31日までの48箇月とする。）

(4) 履行場所 病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価（機器借入れ料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名

簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年4月23日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市病院局経営課

イ 日時 公告の日から平成26年5月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所庁舎15階15A会議室

イ 日時 平成26年4月25日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成26年4月23日までに競争参加の申出書を北九州市病院局経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成26年4月30日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所庁舎15階15A会議室

イ 日時 平成26年5月1日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局経営課

〒803-8510 北九州市小倉北区場内1番1号

電話 093-582-3055

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of Computers and the related equipment for Intranet of Kitakyushu city office

(2) Deadline of Tender (in Person)

2:00p.m May 1, 2014

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m April 30, 2014

(4) For further information, please contact:

Management Division,

Municipal Hospitals Bureau,

City of Kitakyushu